

平成20年(ワ)第25098号 国家賠償請求事件

原告 浜友観光株式会社 外1名

被告 国分寺市

原告ら争点整理案

平成22年11月15日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告浜友観光株式会社訴訟代理人

弁護士 山崎 俊 和

原告島田商事有限会社訴訟代理人

弁護士 中村 一 郎

同 大野 壽三 枝

同 小林 大 祐

第1 違法な公権力行使の主体

1 争点

本件条例改正における、被告市長と被告議会との間の共同関係

2 原告の主張

本件条例改正に向けた被告議会及び被告市長の下記一連の共同行為が、原告らに対する違法な「公権力の行使」であり、原告らの営業の自由を侵害した。

- ① 平成18年9月議会での、本件建物への遊技場出店を問題視する議論、原告浜友観光の出店を阻止すべきとの議員の発言（甲16の1～3）

- ② 国分寺駅等周辺整備特別委員会（同月14日）での、原告浜友観光の出店に反対する議員の発言及びこれに同調する被告市長の発言（甲17）
- ③ 立川法人会国分寺支部での市長説明会（同年10月16日）における、被告市長の原告浜友観光の出店を阻止する旨の発言（甲18）
- ④ 国分寺駅等周辺整備特別委員会（同年11月2日）での、原告浜友観光が増床しない場合の出店阻止手段の議論、特に風営法活用の指摘（甲23）
- ⑤ 被告市長による、風営法による新規パチンコ店出店規制効果を明示した「旧UFJ銀行の活用の充実について」の作成（乙2・同月15日、同月21日修正）
- ⑥ 被告市長による被告教育委員会に対する図書館条例改正の付議、及びそれが継続審議となったこと（同月24日・乙5）
- ⑦ 被告助役の原告島田商事に対する、原告浜友観光にパチンコ以外の業種または撤退を求め、また図書館設置を検討している旨の発言（同月24日）
- ⑧ 平成18年12月議会での、被告市長・議員の、増床方針を撤回した原告浜友観光の出店阻止のため図書館条例を早急に改正して図書館分館を設置する旨の発言・議論（乙6・甲24の1、2）
- ⑨ 被告市長による、議員提案による図書館条例改正の画策、働きかけ
- ⑩ 平成18年12月議会（同月5日）での、被告議員による図書館条例改正案の提案、並びに被告市長の同提案への同調及び事前準備した補正予算案の提案（甲25・1頁、甲26・4頁）
- ⑪ 被告政策部長による図書館分館イメージの詳細な答弁（甲26・5～6頁）
- ⑫ 補正予算案に対する意見について、教育長の専決処分による対処（甲35）
- ⑬ 原告島田商事に対する、被告市長の、図書館設置は原告浜友観光の出店阻止が目的であり、図書館設置計画を利用し、緊急に教育委員会を介さず

に条例提案するため議員提案を利用した旨の発言（同月２０日）

第２ 本件条例改正の主目的

１ 争点

本件条例改正の主目的が、原告浜友観光の本件建物におけるパチンコ店営業を阻止することにあるか。

２ 原告の主張

原告浜友観光の出店阻止が本件条例改正の主目的である。

- (1) 本件条例改正に関与した被告議員、市長、その他関係者が条例改正の動機として、原告浜友観光の出店阻止を公表していること
 - ① 前記第１記載の各事実（被告市長・被告業会議員らの発言、本件条例改正に至る経過、教育委員会の継続審議無視）
 - ② 本件条例改正案の提案理由における「民意を反映した国分寺駅北口再開発を推進するため必要である」との記載（甲７）
 - ③ 本件図書館分館開館日（平成１９年２月２０日）における、被告市長の原告浜友観光のパチンコ店出店を分館開設で規制できる旨の発言（甲８）
 - ④ 平成１９年３月議会での、被告市長の、原告浜友観光の増床計画撤回により教育委員会の権限を侵してまで図書館条例を改正すべき緊急の必要が生じた旨の発言（甲２９）
 - ⑤ 原告浜友観光の出店による再開発事業に対する弊害を強調する、本件訴訟における被告の主張
- (2) 本件図書館分館設置の必要性は乏しいこと
 - ① 本件図書館分館が駅前設置の必要性が低い行政資料庫であり、利用率が低い実態
 - ② IT図書館は再開発後のビルに設置する構想であったこと
 - ③ 補正予算の額（甲３１の２・４１２万９０００円）では、IT図書館の

投資は不可能であること

② 追加の再発行行為の有効活用の重大性・緊急性の欠如

① 再編発祥に取巻く予定の追加の活用は暫定的なものであること

② 本邦金融取引法の適用理由に反しないこと 甲71

事3 出払国にの診察性

1 金銭

再編行為が債権を留保して外債償還における再債権受取金の出払を阻止してこ
うな診察性がある。

2 債権の仕組

診察性がない。

再編の診察性の強弱として活用する不配当ないしは全て不適である。

3 再編発祥大により再編発祥業が傾倒しかねない

① これまでに既成先例が明らかたされたことはなく、今後明らかになる見
込みがなく、したがって再編発祥大の事業が区際上認められないこと

② 再編発祥業の手段上、融資増大による不利益転嫁費や再編発祥の事業知能
受得の寸が圧倒的に大きく、仮に再編発祥大の事業があるとしても、その
増大が再編発祥業の区際性を招くことはないこと

③ 債権再編発祥は債権者への金銭準備を明決とし、金銭準備の回巻、減額
を目的とした権利譲渡を認めておらず、融資増大による事業進捗への影
響があったとしても、それは出払国法を正当化する理由にならないこと

4 出払国に対して還元が反有するため再編発祥業に支障を来す

① 反有者は既成先例(ニ業者)に過ぎず、再編発祥業への影響は限られてお
り、またかかる反有は正当なものとは言えないこと

② 再編発祥の追加がパチンコ店ばかりになり望ましくない。

③ この店舗配置変更を行うと被告の想定する期限に間に合わない。

- ① 原告浜友観光を含めたパチンコ店5店全てが再開発ビルに入居する前提で考えること自体の不合理性
 - ② 地下階を含めればパチンコ店を目立たない階層に配置することは可能(乙18の6, 7, 9, 11枚目)
 - ③ 都市再開発法は、施行者の想定するタイムスケジュールや、施行者の理想とする店舗配置のために、不動産の用途を制限する制度がなく、床配置への影響はそもそも出店を規制する理由にならないこと
- (4) 保留床の処分価格が低下し再開発事業に支障を来す
- ① 低下の事実はないこと(乙18)
 - ② 仮にパチンコ店の入店が保留床の価格に影響を与えたとしても、それがどの程度かは不明であること
- (5) 風俗環境の悪化
- ① 再開発事業対象地域にはパチンコ店3軒、スロット店1軒、ゲームセンター1軒が営業しており、パチンコ店が1店舗増えても風俗環境に変化はないこと

第4 その他

1 適正手続違反

(1) 争点

本件条例改正について適正手続違反があったか。

(2) 原告の主張

ア 事前協議なく不意打ち規制を実施した点で適正手続違反である。

- ① 事業者が現に準備を進めている営業を行政機関が阻止しようとする場合、事前に告知聴聞の機会を設けなければならないこと
- ② 図書館条例改正前、原告浜友観光と被告との間では、出店の是非を協議したことが一度もなく、出店を規制する計画の存在の告知もないこと

- ③ 平成19年11月末ころ、原告浜友観光が原告島田商事を介して被告市長との協議を求めたにもかかわらず、被告市長はこれを拒んだこと
- イ 被告は、増床には反対するが既存床面積での出店には反対しない旨の事前アナウンスと異なる規制を実施した点で適正手続違反である。事前アナウンスの内容は以下のとおり。
- ① 平成18年9月12日、被告遠藤課長が原告島田商事に架電した際、原告浜友観光は増床せずに現状のまま開業すべきではないかとする発言
 - ② 同月13日、被告遠藤課長が原告島田商事事務所を訪問した際の、「原告島田商事は原告浜友観光の増床を承諾しないで欲しい」との要請
 - ③ 同月15日、被告遠藤課長が原告島田商事に架電した際の、被告議会は増床に厳しいので、用途変更に留めた方がよいとの発言
 - ④ 同月20日、被告遠藤課長が原告島田商事を訪問した際の、既存事業者は原告浜友観光の出店を警戒している、既存事業者の反発を回避するために増床計画を撤回して欲しいとの発言
 - ⑤ 同月22日、原告島田商事が被告市長、鈴木助役、百瀬部長と面談した際の、被告市長らの、被告は出店には反対しないが増床には反対するとの表明
 - ⑥ 同年10月5日、被告遠藤課長が、被告市役所において、原告島田商事に対し、営業面積を現床面積のままとするならば、まちづくり条例の規制対象とならないよう考慮する可能性があるとした発言

2 法の下での平等違反

(1) 争点

被告が、原告浜友観光に対して不平等な取り扱いをしたか。

(2) 原告の主張

不平等な取り扱いがあった。

- ① 平成16年9月ころ、パチンコ店「ニューモナコ」が自店に隣接する土

地を購入し（甲33）、パチンコ店を増築した際、対象地は再開発事業対象地に含まれていたから不動産取得を規制することは可能であり、その建築行為には都市計画法の規制があり、被告が反対意見を出せば東京都による許可を得られる見込みはなかったにもかかわらず、被告は、上記ニューモナコの不動産取得及び増築を全く規制しなかったこと（甲16の3・3、4頁）

- ② 国分寺市まちづくり条例により、被告はニューモナコが建築確認申請する前にその届出を受け、建築計画の存在を知ることができ、あらかじめ東京都に対して不許可を求めることができたにもかかわらず、それをしなかったこと

第5 損害

1 原告浜友観光の損害

- (1) 逸失利益（金15億2850万7320円）
 - (2) 各種委託費（合計金3404万1000円）
 - ア 本件賃貸借契約の仲介報酬（金1470万円）
 - イ 株式会社アドバンテージに対する委託費（金630万円）
 - ウ 株式会社サミーデザインに対する委託費（金294万円）
 - エ 株式会社アプレゲールに対する仲介報酬（金1010万1000円）
 - (3) 無駄に支払った賃料（金840万円）
 - (4) 弁護士費用（金1億5709万4832円）
- 上記(1)ないし(3)の損害額合計15億7094万8320円の10%。

- (5) 合計金17億2804万3152円の損害

2 原告島田商事の損害

- (1) 逸失利益（金1億5278万8000円）
- (2) 弁護士費用（金1527万8800円）

(3) 合計金 1億6806万6800円の損害